

高齢者福祉サービスをご利用ください

☎・問／高齢者・地域福祉課 ☎463-1921

令和8年度に実施する高齢者福祉サービスの一部をご案内します。希望される方は事前にお問い合わせください。詳しくは、リーフレット「高齢者福祉サービスのご案内」または市ホームページをご確認ください。



配食サービス

栄養のバランスのとれた昼食をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

対象／食事の支度が困難で、他の方から食事の提供を受けられない65歳以上のひとり暮らし等の方

種類／普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等

※配食業者により異なります。

費用負担／市が1食当たり200円を補助



安心見守り・緊急通報システムの設置

ひとり暮らし等の方の家に、緊急時にボタンを押すことで、消防署に通報できる機器を設置します。※固定電話回線が必要です。

対象／それぞれ①および②の要件に当てはまる方

【安心見守り通報】

①65歳以上のひとり暮らしの方

②慢性疾患は無いが、日常生活に不安を感じる方

利用者負担／月500円（生活保護受給者は免除）

【緊急通報】

①65歳以上のひとり暮らしの方

②心臓疾患や脳血管疾患等の慢性疾患により発作等が起こり、緊急に援助を必要とする方

利用者負担／なし



移送サービス

医療機関への入退院時や介護保険施設の利用時に、寝台または車いすに乗りながら乗降できる移送車両を利用した場合の費用を、一部補助します。

対象／65歳以上の方で寝たきりまたは常時車いすを利用しており、移送用車両でないと移動が困難な方（40歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方も対象）

利用者負担／

・本人の住民税が非課税の場合…移送費用の1割

・本人の住民税が課税の場合…移送費用の3割

※月の利用限度額は、移送費用で3万円です。超過分は自己負担となります。



紙おむつの支給

対象／住民税が非課税の65歳以上の在宅の方で、寝たきりまたは重度の認知症のため失禁状態にある方
※生活保護受給者で紙おむつの支給を受けられる方は対象外です。

利用料／無料



訪問見守りサービス

ひとり暮らしの高齢者の自宅に、市が委託する業者が月に1回訪問し、安否確認および生活状況を確認し、写真やメッセージとともに家族等にメールでお知らせします。

対象／次のすべての要件に当てはまる方

①75歳以上のひとり暮らしの方

②住民税非課税世帯の方

③他の見守り目的のサービスを利用していない方

④介護サービスを利用していない方

利用者負担／なし



訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方の自宅に、市が委託した理美容師が訪問して散髪を行います。

対象／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室に出向くことが困難な方

費用負担／市が理美容師の出張料金（2,000円）を負担し、カット料金等については利用者の負担

利用限度／年6回

※支給が決定された時期で異なります。



見守りライト

ひとり暮らしの高齢者の自宅に、通信機能付きの電球を設置し、電球の点灯・消灯が一定時間ない場合、家族等にメールでお知らせします。

対象／次のすべての要件に当てはまる方

①75歳以上のひとり暮らしの方 ②住民税非課税世帯の方 ③他の見守り目的のサービスを利用していない方

利用者負担／なし